

入札公告 菅原若葉こども園 建設工事

次のとおり、制限付き一般競争入札について公告します。

令和2年 12月 25日

事業者名 学校法人 中沢学園
代表者 理事長 中澤 剛

- 1、工事名称： 菅原若葉こども園 建設工事
- 2、発注者： 学校法人 中沢学園 理事長 中澤 剛
福島県会津若松市湯川町3番74号
電話：0242-27-5195 FAX：0242-26-9094
- 3、設計監理： 有限会社 加藤建築設計事務所
福島県会津若松市東千石二丁目4-17
電話：0242-26-8751 FAX：0242-29-2616
e-mail：ekt@-katoh.co.jp
- 4、工事個所： 福島県会津若松市柳原町4丁目 地内
- 5、工事概要： 主要用途： 認定こども園
構造： 木造3階建て 1部鉄骨造
規模： 延床面積 994.47 m²
- 6、工期： 契約締結の日から令和3年10月31日
- 7、支払い方法： 工事請負契約書による
- 8、予定価格： 非公表
- 9、最低制限価格： 設定あり
最低制限価格を下回った額での入札は失格とする
- 10、参加申請： 入札希望者は、下記の通り必要な書類を添えて提出すること
申請期限： 令和3年1月6日 午後4時
(12月29日～1月3日の休園日を避けてご持参下さい)
申請場所： 学校法人 中沢学園 認定こども園 会津若葉幼稚園
提出書類： ・制限付一般競争入札参加並びに資格確認申請書
・資格を証する資格者証の写し

- ・ 建築業法第 3 条第 1 項の規定による許可書の写し
- ・ 経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し
- ・ 同種同規模の建築工事施工実績表

1 1、 入札参加資格要件：

本工事は当該工事に係る施工者として次に掲げる要件を全て満たしている者とする

- ① 会津若松市入札参加資格者名簿に建築一式工事の登録を有する市内及び準市内業者
- ② 建築業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく許可を有する事業者
- ③ 本工事に対応する資格を有する技術者を主任技術者または監理技術者として配置できること
（いずれの技術者も入札日以前に正社員として 3 ヶ月以上の雇用関係があること）
- ④ 建築一式に係る経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の総合評定値が 950 点以上の事業者
- ⑤ 過去 5 年において同種・同規模の施工実績のある事業者
- ⑥ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと
- ⑦ この案件に参加する他の入札参加者と資本関係または人的関係がないこと

1 2、 設計図書の配布について

配布方法：電子データで配布する（申請時にアドレスを明記のこと）

配布日時：令和 3 年 1 月 4 日～1 月 7 日 午後 5 時まで

1 3、 質疑及び回答

質疑：令和 3 年 1 月 16 日 までに e-mail にて提出のこと

提出先：有限会社 加藤建築設計事務所

回答：令和 3 年 1 月 18 日中に全員に e-mail にて回答する

1 4、 入札方法

- ①日時：令和 3 年 1 月 21 日 午前 10 時
- ②会場：学校法人 中沢学園 認定こども園 会津若葉幼稚園
- ③提出書類：入札書及び工事費内訳書（指定様式）
- ④落札価格の注意

落札価格は入札金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること

- ⑤入札回数

入札回数は 2 回までとします。2 回行っても落札者がなかった場合は、最低価格で入札した者に見積もりを依頼し、その結果予定価格内であればその者と随意契約します。2 回目の入札及び見積提出に備えて、入札書をもう 1 部と見積書に記名押印のうえ、持参すること。なお 1 回目の入札に参加しなかった者（辞退者及び遅参者を含む）及び無効入札をした者は再度入札に参加できません

1 5、 施工者選定：最低の価格をもって落札者とする

16、入札の無効

以下の入札は無効とします

- ・競争入札に参加する資格がない者がした入札
- ・委任状を持参しない代理人がした入札
- ・入札書の記入、押印等に不備があると認められる場合
- ・入札書の入札金額その他必要事項を確認しがたい入札
- ・誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ・民法上入札が無効として扱われる入札

17、入札保証金・契約保証金

- ・入札保証金は免除とする
- ・契約保証金は、履行保証保険契約等を締結している場合は免除とする

18、契約について

- ・施工者決定後、本工事の仮契約を締結し、当法人の理事会の決定を受けた後に本契約とする
- ・入札後の異議は一切認めないものとする
- ・支払い時期については本件工事に係る工事請負契約時に決定する

19、施工についての重要事項

- ・施工者は近隣住民との間で、工事遂行に支障をきたさぬようにするものとし、工事中、隣家人や通行人その他に対して迷惑とならぬよう十分注意すると共に、資材の搬入その他安全対策や危険防止対策は十分に考慮して配慮につとめ、発注者の責に及ばぬよう、施工者において対処し責任を持つこと
- ・安全対策や危険防止対策は十分に考慮し、また園の活動の支障となることのないよう配慮すること
- ・本工事により生じた人身事故、近隣住民問題、付近道路、敷地、建物その他有形無形を問わず、損傷は一切施工者の責任及び負担にて補償、復旧すること
- ・原則として同内容の設計変更は請負金額を増減しない。また軽微な変更、官庁指導による軽微な変更は請負金額を増減しない
- ・工事施工に必要な着工前手続き及び施工中、施工後の諸手続き（水道、消防含む）施工届け、道路その他の手続等は施工者にて行いその費用を負担すること
- ・工事関係車両の駐車は施工者において適切な処置を講じ、その費用を負担すること
- ・本工事の施工にあたっては事前に、各工事施工図を提出し設計監理者の確認を受け施工すること
- ・本工事の施工にあたっては、施行箇所全ての施工前、及び施工状況の記録写真詳細に取り置き竣工時に施工記録帳として設計監理者承認の上、発注者に提出すること
- ・本工事の竣工にあたっては竣工図及び建築写真専門家による竣工写真（20カット）をアルバムに整理し、デジタルデータと共に発注者に提出